



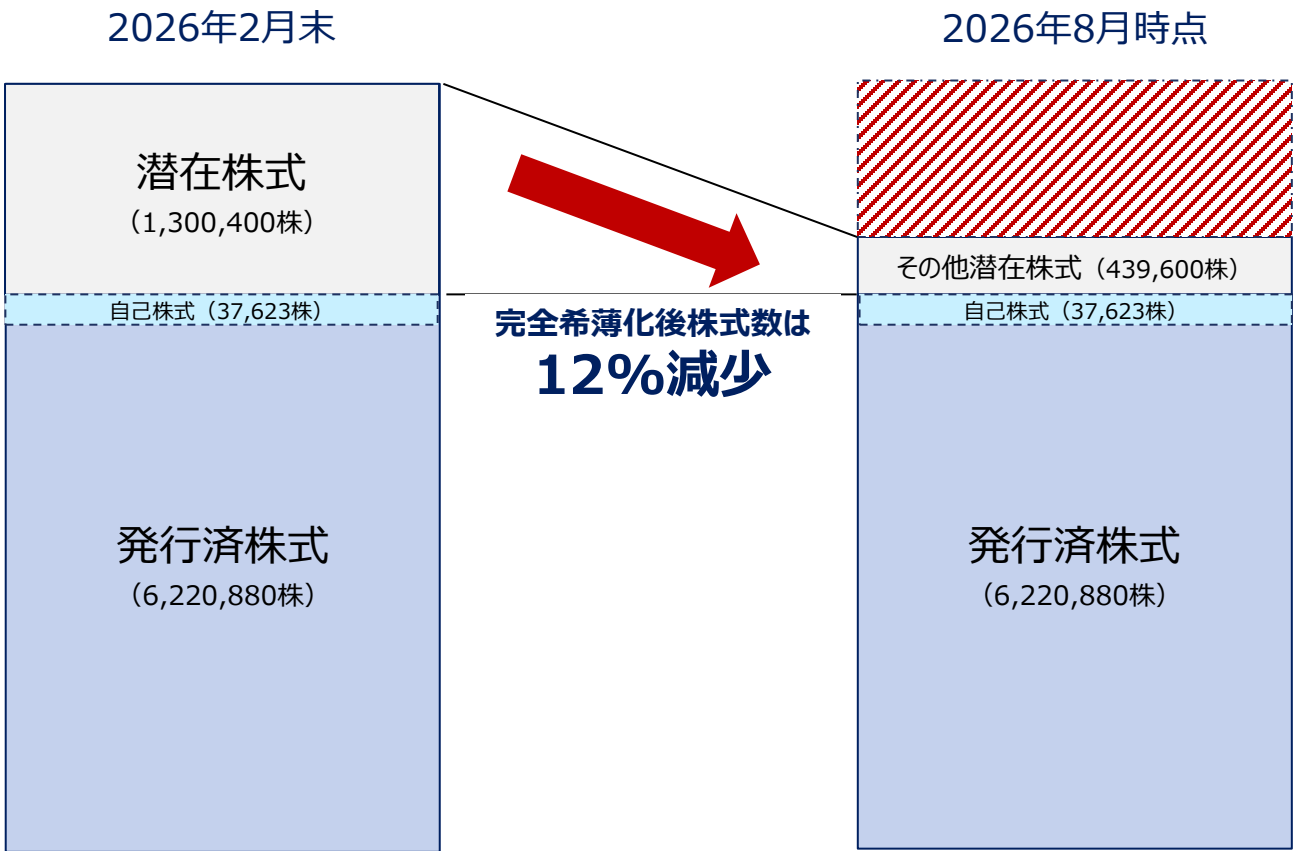
資本政策の進捗報告

発行済株式の14%の潜在株式を縮減し、将来EPS向上へ

株式会社エルテス（証券コード 3967）

2026年8月20日

発行済株式の14%（潜在株式の66%/86万株）の潜在株式の消却・失効 を実現
将来の完全希薄化後EPSを13%※ 押し上げ



消却・失効した潜在株式の詳細

- 第7回新株予約権 → 8/20消却
- 第8回新株予約権 → 8/7失効
- (合計860,700株)

潜在株式を縮減できた背景

- ✓ 営業キャッシュフローの積み上げと、カーブアウトによる資金創出が進み、新株予約権行使による資金調達の必要性がなくなったため（4スライド目参照）
- ✓ 資本政策の再構築に伴い、既存のインセンティブ設計を見直し、希薄化防止を優先して無償取得・消却を決議

※2026年2月末時点からの完全希薄化後株式数（自己株式除く）の減少（7,483,657株→6,622,957株）による効果の数値であり、同一純利益水準における比較です

カーブアウトによる**ネットキャッシュ化**を見込み、 今後3年間の**アンチダイリューション・株主還元強化**の方針を決定

1

～財務基盤の劇的転換～ 当期中の**ネットキャッシュ化**

- ✓ 営業CFの積み上げと、カーブアウトによる資金創出・有利子負債返済により財務体質改善が進む見込み。
- ✓ 前期末の18億円のネットデットから、今期末にネットキャッシュへと劇的に転換。

2

～キャッシュアロケーション～ **3年で約5億円の株主還元**

- ✓ 新たなキャッシュアロケーション計画に基づく、規律ある資本配分の実行。
- ✓ 今後3年間で、総額約5億円（総還元性向40%程度）の株主還元（配当・優待・自社株買い）を実施へ。
- ✓ 3年間の年平均還元規模は、2026年2月期還元額の4倍以上に拡大。

3

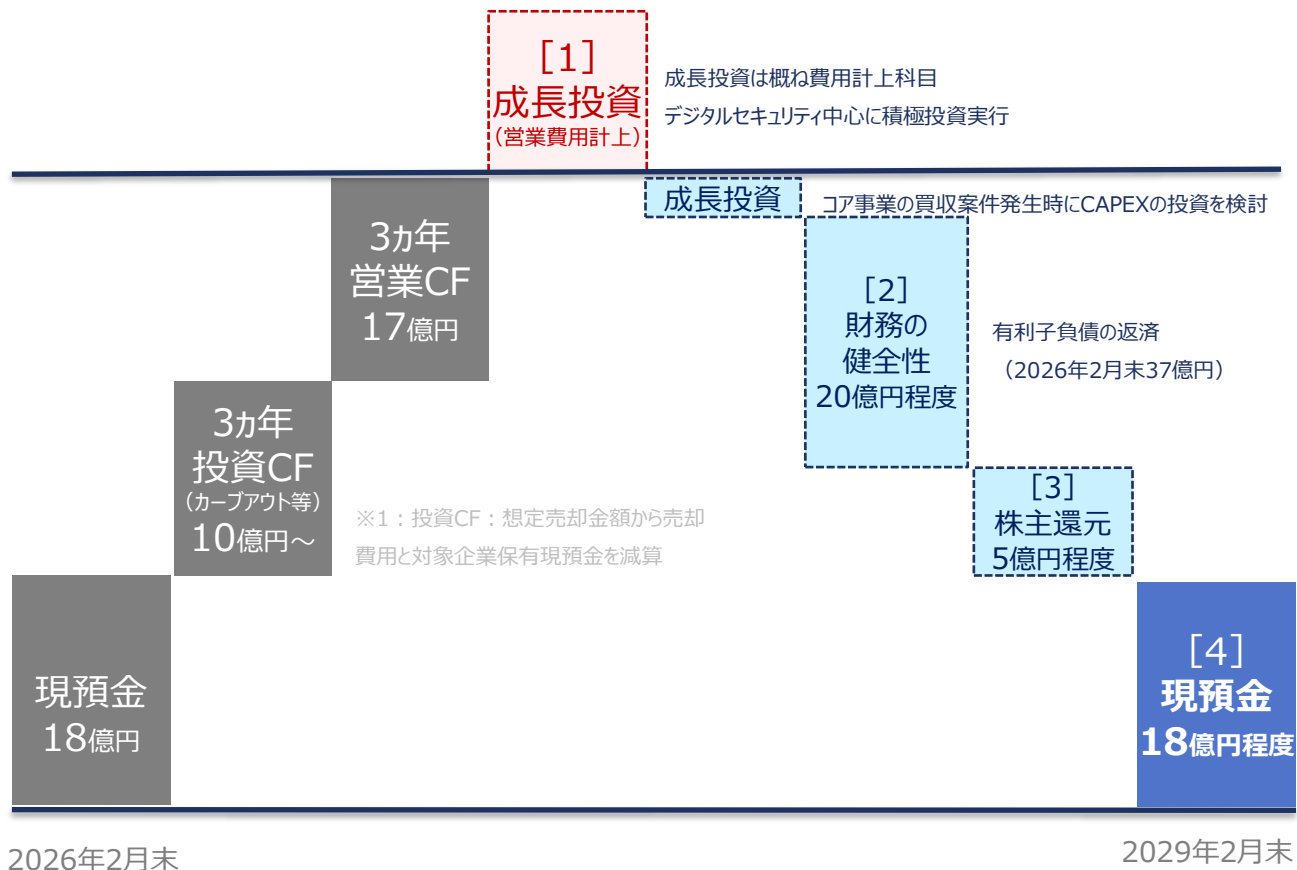
～徹底した希薄化防止～ **3年間、新株発行ゼロ**

- ✓ 今後3年間、新株発行（潜在株式含む）は一切行わない方針を決定。
- ✓ 希薄化リスクの完全排除にとどまらず、自社株買い及び自社株消却で発行済株式数を減少。EPS向上にコミット。

2. キャッシュアロケーション（再掲 2026年6月25日開示済）

財務の健全性（自己資本比率40%以上）と株主還元（3年5億円）にキャッシュを充当

3カ年経営計画期間（～2029年2月期）のキャッシュアロケーション



【1】成長投資

- ▶ 事業成長に必要な「人的資本投資」、「研究開発」、「広告宣伝」など OPEX（事業投資）中心に成長投資を実行。

【2】財務の健全性

- ▶ 2026年2月末の借入金37億円に対して、JAPANDX社・JDXソリューションズ社売却後の2026年5月末で30億円まで低下。2027年2月末に自己資本比率も35%以上を見込む。
- ▶ 新規借入を抑制する一方で約定返済とカーブアウト推進で、2029年2月期までに20億円程度の有利子負債減少を想定。
- ▶ 2027年2月末時点でネットキャッシュ転換を目指す。

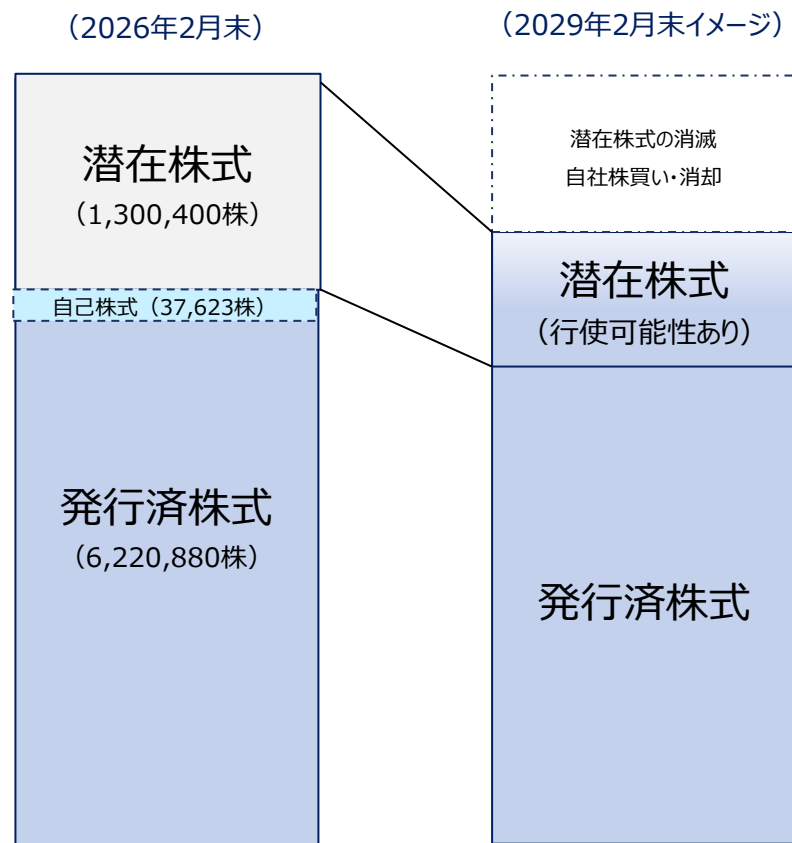
【3】株主還元

- ▶ 現在実施の株主優待を含めて、株主還元を強化。2029年2月期の総還元性向は、40%程度を想定。
- ▶ 2027年2月期は、財源規制もあり、株主優待による株主還元実施も、今後は配当や自社株買いを織り交ぜた株主還元の強化を検討。

【4】現預金

- ▶ 月商の2～3ヶ月分を目安に現預金を確保。

希薄化を防止し、EPSの継続的成長にコミット 3年間の新株発行の停止を意思決定



決定事項（赤字部分更新）

- ✓ **2029年2月期までの新株発行の停止**
ネットキャッシュへの転換を見込み、過去積極的に実施してきた新株発行（潜在株式含む）による資金調達の停止を意思決定
- ✓ **新株予約権（潜在株式の約66%）を消却・失効**
第7回新株予約権（500,000株分）：消却を決定・実行（8/20本日決定）
第8回新株予約権（360,700株分）：失効済（8/7）

検討事項

- ✓ **自社株買い・消却の検討**
流通株式数及び発行済株式総数を削減し、EPSを高める

免責事項



- 本書には、当社に関連する見通し、将来に関する計画、経営目標などが記載されています。これらの将来の見通しに関する記述は、将来の事象や動向に関する現時点での仮定に基づくものであり、当該仮定が必ずしも正確であるという保証はありません。様々な要因により、実際の業績が本書の記載と異なる可能性があります。
- 別段の記載がない限り、本書に記載されている財務データは日本において一般に認められている会計原則に従って表示されています。
- 当社は、将来の事象などの発生にかかわらず、既に行っております今後の見通しに関する発表等につき、開示規則により求められる場合を除き、必ずしも修正するとは限りません。
- 当社以外の会社に関する情報は、一般に公知の情報に依拠しています。
- 本書は、いかなる有価証券の取得の申込みの勧誘、売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下「勧誘行為」という。）を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもなく、いかなる契約、義務の根拠となり得るものでもありません。

【お問合せ先】株式会社エルテス IR担当E-mail: ir@eltes.co.jp